

民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

第1. 目 的

この要綱は、出雲市消防本部管轄区域内の民間による患者等搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

第2. 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

1. 「患者等」とは、健常者以外の者、車椅子、寝台を必要とする身体障がい者及び長期臥床等により寝たきりの者で、緊急に医療機関等へ搬送する必要性のない者をいう。
2. 「患者等搬送業務」とは、患者等を搬送するため必要な特別の構造及び設備を整えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
3. 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
4. 「認定事業者」とは、第5の1による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
5. 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、当該業務に従事する者をいう。

第3. 指 導

消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、次の基準により必要な指導を行うものとする。

1. 患者等搬送業務の制限
 - (1) 生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。
 - (2) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車及びパンフレットその他これに類するものに「緊急の業務」を行っているような、誤解を与える表示をしないこと。
 - (3) 患者等搬送用自動車には、サイレン及び赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

2. 応急手当の実施

患者等の搬送業務は、症状の悪化防止に万全の配慮すること。なお、搬送途上において症状の悪化、緊急やむをえない場合は、必要最少限の応急手当を実施すること。

3. 消防機関への通報等

次の一に該当した場合は、患者等の居場所、状態、既往症及び掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

- (1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容、症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。
- (2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。

4. 乗務員の要件

乗務員は18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 第4.1に定める患者等搬送乗務員基礎講習を修了し、患者等搬送乗務員適任証（別記様式第1号。以下「適任証」という。）の交付を受けた者。
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認め、適任証の交付を受けたもの（別記6. 以下「特例認定者」という。）。

5. 適任証の携帯

乗務員は、適任証を携帯し業務を行うこと。

6. 乗務体制

- (1) 乗務員は、患者等搬送用自動車1台（ストレッチャー及び車椅子等）につき2名以上の乗務員をもって業務を行なわせること。ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができること。
- (2) 乗務員は、患者等搬送用自動車1台（車椅子専用）につき1名以上の乗務員をもって業務を行なわせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性

が高い場合等については、医師等を同乗させること、又は乗務員を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。乗務員以外に医師又は看護師等が同乗する場合、若しくは退院等を目的とした運行をする場合は、乗務員を1人とすることができる。

7. 知識及び技術の維持管理

- (1) 乗務員には、患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせること。
- (2) 乗務員には、2年に1回以上、第4の1に定める患者等搬送乗務員定期講習を受けさせること。

8. 患者等搬送用自動車の要件

患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造又は設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 患者等を収容する部分（車椅子専用は除く）はストレッチャーが1台以上収容でき、かつ乗務員が業務を実施するために必要なスペースと業務に支障のない高さを有するものであること。
- (3) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) ストレッチャーは患者搬送に適した規格のものとし、かつ、患者等固定ベルトを有するものであること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、緊急連絡に必要な通信機器を設置しているものであること。

9. 患者等搬送用自動車の表示

患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別記1により行うものとする。

10. 積載資器材の種別

患者等搬送用自動車には、別記2に掲げる資器材を備えること。

11. 消毒の実施要領等

- (1) 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うこと。

ア. 定期消毒 毎月1回以上

イ．使用後消毒 毎使用後

- (2) 消毒の実施要領は、別記 3 による。
- (3) 医師から消毒について特別に指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。

12. 消毒の表示

1 1 の（１）のアによる消毒をしたときは、その旨を消毒実施記録票（別記様式第 2 号）に記録し、患者等搬送用自動車内に保管しておくこと。

13. 衛生、安全管理

- (1) 乗務員は、身体の清潔保持に努めること。
- (2) 患者等搬送用自動車及び積載資器材等は、点検整備を確実に行之、清潔保持に努めること。
- (3) 患者等の搬送にあたっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させるなど、安全搬送のための措置を講ずること。

14. 服 装

乗務員は、患者等搬送業務にふさわしい服装とし、常に清潔の保持に努めること。

第 4. 乗務員の講習等

1. 講習の実施

搬送業務に必要な知識、技術を乗務員に習得させるため、消防長は別記 4 に定める患者等搬送乗務員基礎講習及び定期講習を実施するものとする。

2. 講習の計画

消防長は、患者等搬送乗務員基礎講習及び定期講習の実施計画を策定するものとする。

3. 講習実施の通知

講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所およびその他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。

4. 講習の実施基準等

1 の講習の実施基準等については、別記 4 による。

5. 講習等に関する事務手続

講習等に関する事務処理、及び患者等搬送乗務員基礎講習修了証、適任

証の交付（再交付）並びに特例認定者への適任証の交付手続きは、別記５による。

第５．認 定 等

１．認定基準

認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法に定める次の者とする。

- ①一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- ②一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- ③特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者。
- ④自家用有償旅客運送の登録を受けた者。

２．認定の事務

認定に関する事務処理は、消防長が行うものとする。

３．認定の申請

認定の申請は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（別記様式第１５号）に、乗務員名簿（別記様式第１６号）及び患者等搬送用自動車届（別記様式第１７号）〔（その１）（その２）〕を添えて、消防長へ行うものとする。

４．認定申請の受理

消防長は、前申請書の記載事項等の適否を確認し、患者等搬送事業申請受理簿（別記様式第１８号）により受理するものとする。

５．認定の審査等

- (1) 消防長は、患者等搬送事業認定（更新）申請書、乗務員名簿及び患者等搬送用自動車届の記載事項について、認定審査基準表（別記様式第１９号）による審査を行う。その結果を、患者等搬送事業認定審査報告書（別記様式第２０号）に当該認定の適否に係る意見を付して、その結果を患者等搬送事業申請受理簿に記載しておくものとする。
- (2) 消防長は、認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定業者」という。）を認定する場合は、認定（否認定）結果通知書（別記様式第２３号）、認定証（別記様式第２４号）、患者等搬送事業者認定マーク（別図１－１又は１－２）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図２－１又は２－２）（以下「認定証等」という。）を認定事業者に交付

するものとする。

- (3) 消防長は、審査の結果、認定しない場合は、認定（否認定）結果通知書にその理由を付して患者等搬送事業者に通知するものとする。

6. 認定証等の交付

- (1) 消防長は、前5、（2）により交付を行う場合は、患者等搬送事業認定簿（別記様式第21号）及び認定事業者台帳（別記様式第22号）に記載し、速やかに認定業者に認定証等を交付するものとする。
- (2) 消防長は、認定証等受領書（別記様式第25号）を徴するものとする。

7. 認定証等の有効期間

認定証等の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

8. 認定証等の有効期間の更新

- (1) 認定証等の有効期間の更新を受けようとする者は、当該認定証の期間の満了する日の1ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に更新を申請するものとする。
- (2) 認定証等の有効期間の更新の事務処理については、3から6までの定めを準用する。

9. 認定証等の再交付

- (1) 認定証等を亡失、滅失、汚損、又は破損したときは、患者等搬送事業認定証再交付申請書（別記様式第26号）により消防長に認定証等の再交付を申請するものとする。
- (2) 消防長は、申請書の記載事項を確認し、患者等搬送事業申請受理簿により受理するものとする。
- (3) 消防長は、申請書の内容を審査のうえ認定事業者台帳を整理し、認定証等を当該申請のあった事業者に再交付するものとする。

10. 業務内容の変更

- (1) 患者等搬送事業認定申請書の内容を変更した場合は、業務内容変更届（別記様式第27号）により届出するものとする。
- (2) 消防長は、変更届の記載事項を確認し、患者等搬送事業申請受理簿により受理した後、業務内容等変更届に基づき、認定事業者台帳を整理しておくものとする。

11. 認定の失効

- (1) 認定事業所は、次の一に該当するときは、その効力を失うものとする。
 - ア. 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。
 - イ. 患者等搬送事業を廃止したとき。
 - ウ. 認定の有効期間が満了したとき。
- (2) 消防長は、認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定簿の当該事業所欄を抹消するとともに、認定事業者台帳を整理し、認定取消通知書（別記様式第28号）を送付するものとする。

12. 認定の取消し及び認定証等の返納

- (1) 消防長は、次の一に該当するときは、認定を取り消すことができ、認定証等を返納させることができる。
 - ア. 認定事業者が指導基準を遵守しないとき。
 - イ. 認定証等の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し又は回復したとき。
 - ウ. その他、認定を継続することが、不相当と判断されるとき。
- (2) 消防長は、（1）の認定証等の返納が行われない場合は、認定証等返納請求書（別記様式第29号）により認定証等の返納を求めるものとする。

13. 認定事業者への指導等

- (1) 消防長は、認定事業者に対し、認定審査基準表に基づいて調査するものとする。
- (2) 消防長は、（1）の調査結果から、不適事項が認められたときは、認定審査基準表に適合するよう指導すること。

14. 特異事案の報告

- (1) 次の一に該当するときは、特異事案報告書（別記様式30号）により、行なうものとする。
 - ア. 患者等を搬送中に容態変化があり、応急処置を実施した場合。
 - イ. 患者等を搬送中に容態変化があり、救急隊を要請し又は当初予定した収容先以外の医療機関等へ搬送した場合。
 - ウ. 患者等を搬送中に交通事故を発生させた場合で、救急隊を要請し又は当

初予定した収容先以外の医療機関等に搬送した場合。

エ. その他特殊な事案を扱った場合。

- (2) 消防長は、認定事業者が（１）に定める事案を取扱い、又は発生させたことを覚知した場合は、特異事案報告書により速やかに報告させるものとする。
- (3) 消防長は、特異事案報告書により、認定事業者の特異事案等への対応が適切でないと認めるときは、必要な指導を行うものとする。

第６． この要綱の実施に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行し、平成２４年１０月１日から適用する。